

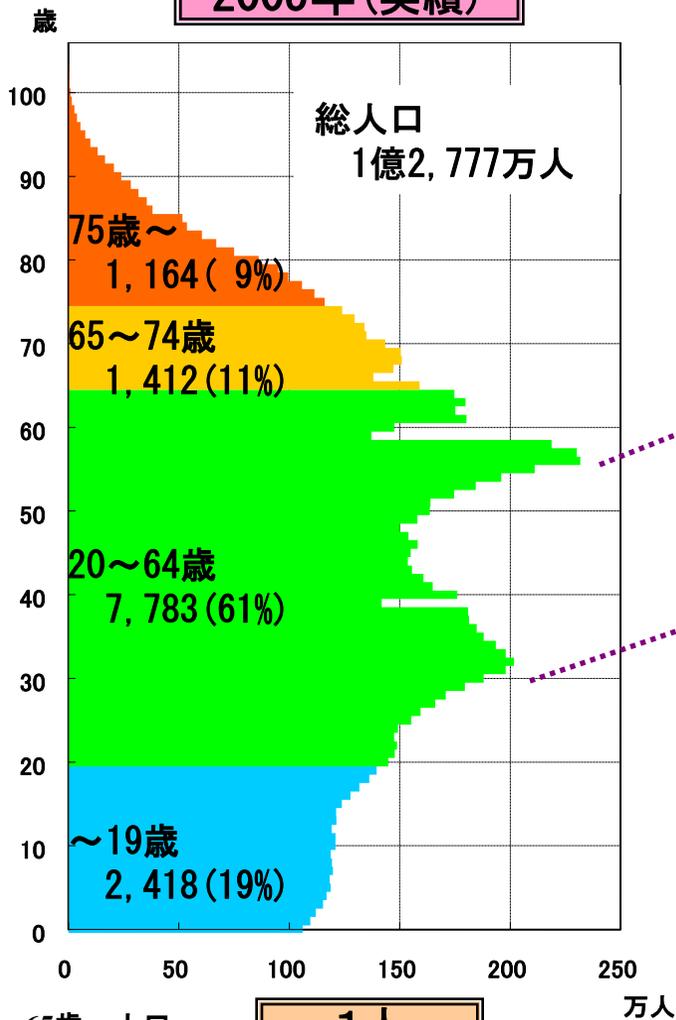
社会 保 障 改 革 の 動 向

社会保障改革の動向について

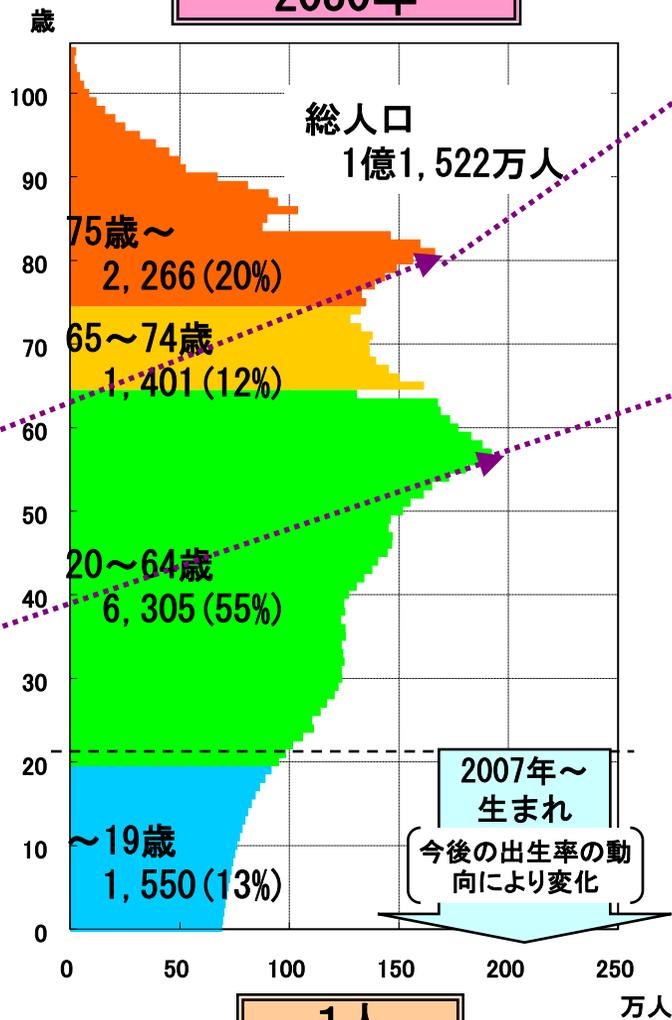
人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055)-平成18年中位推計-

○我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

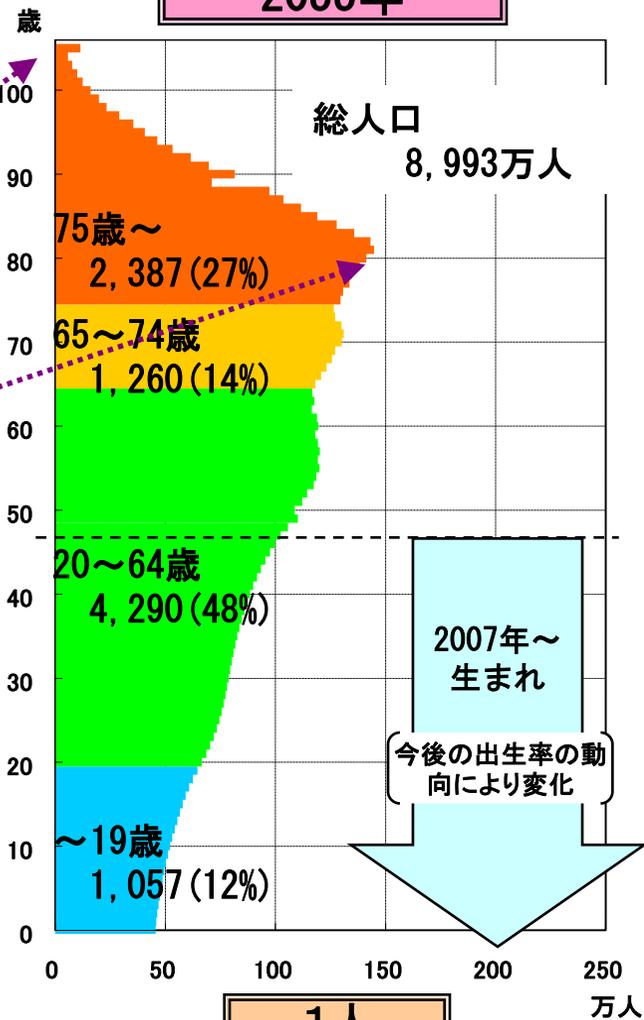
2005年(実績)



2030年



2055年



65歳~人口

$$\frac{1人}{3.0人}$$

20~64歳人口

1人

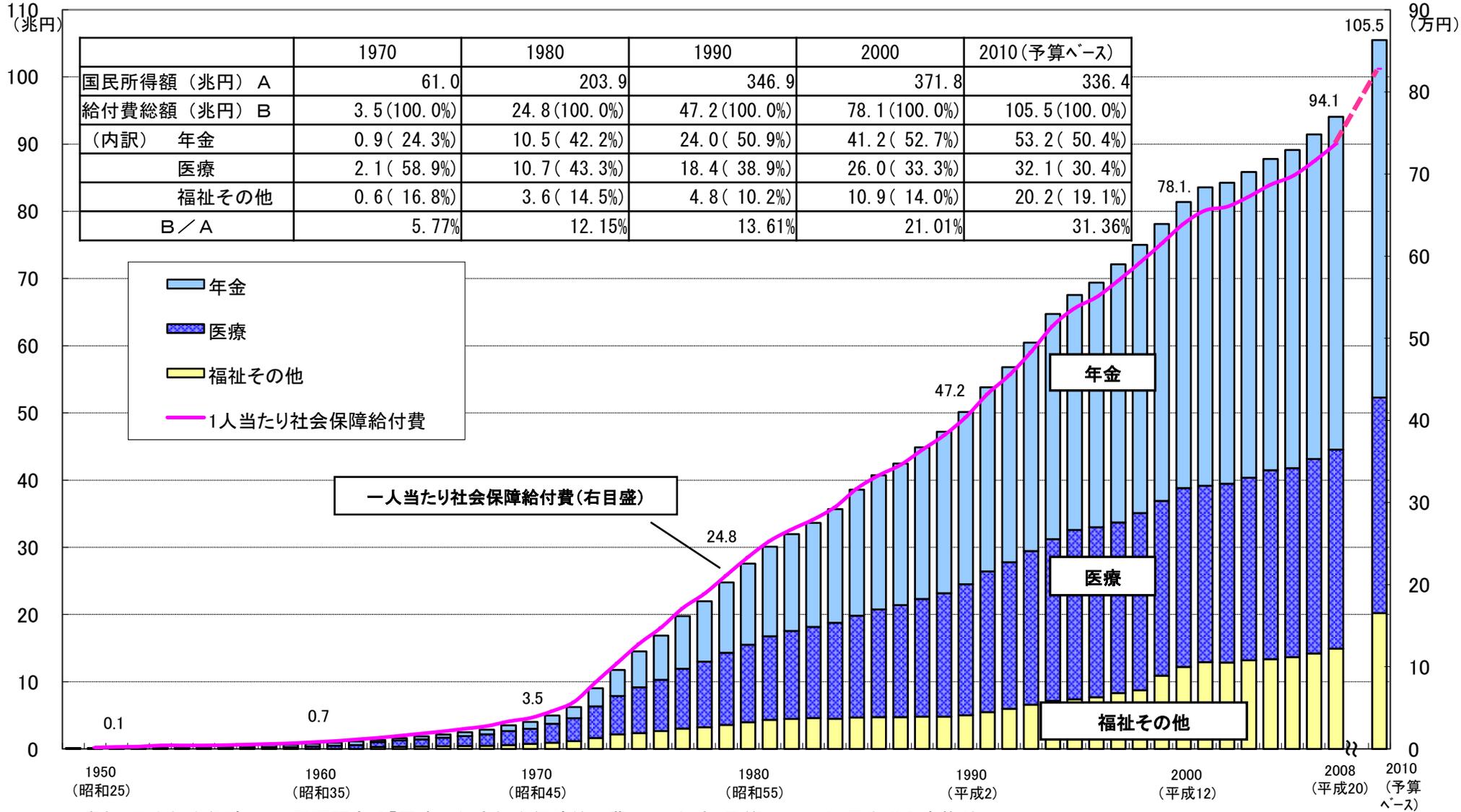
1.7人

1人

1.2人

注: 2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」2010年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2010年度の国民所得額は平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成22年1月22日閣議決定)

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2010年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

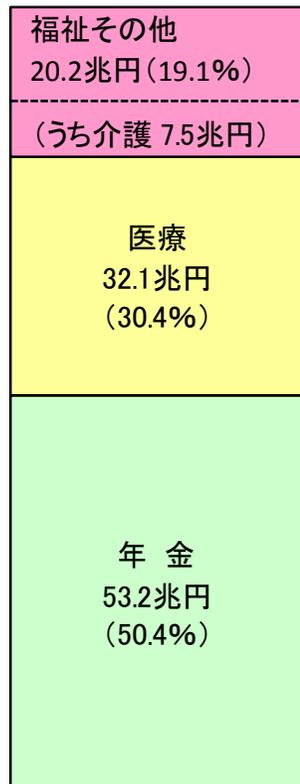
(参考) 一人当たり社会保障給付費は、2008年度で73.7万円、2010年度(予算ベース)で82.8万円である。

社会保障の給付と負担

- 社会保障給付費は約105.5兆円(年金が約5割、医療が約3割)
- この給付(105.5兆円)を保険料(約6割)と公費(国・地方)(約3割)などの組合せにより賄う
- 社会保障に対する国庫負担は27兆円を超え、一般歳出の51%を占めている

社会保障給付費(平成22年度予算ベース)

給付費 105.5兆円

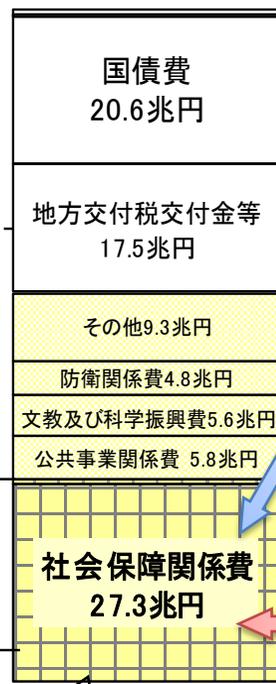


財源 96.1兆円+資産収入



国 一般会計(平成22年度予算)

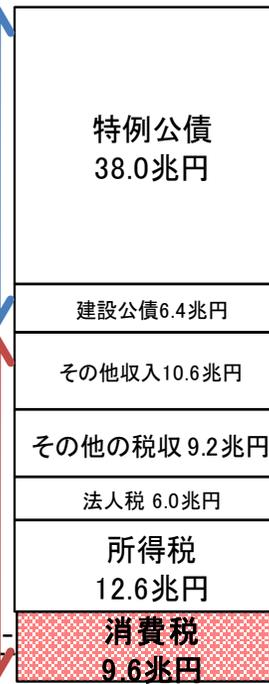
歳出 92.3兆円



決算調整資金繰戻 0.7兆円

恩給関係費 0.7兆円

歳入 92.3兆円

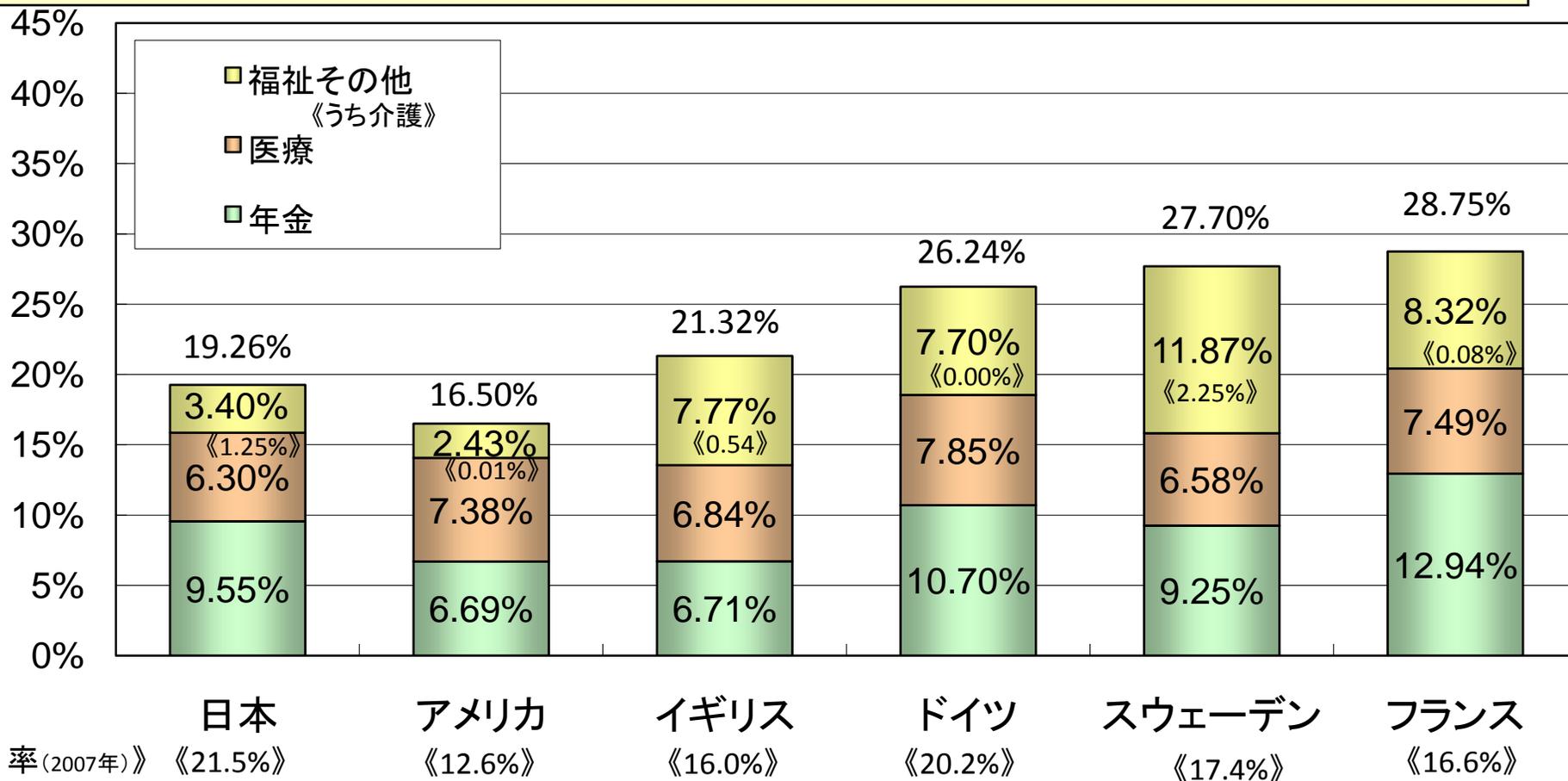


直近の実績値(平成20年度)
 ・ 社会保障給付費 94.1兆円(NI比26.8%)
 ・ 財源構成 保険料 57.4兆円、公費32.7兆円
 (ほか資産収入など)

一般会計歳出の29.5%
 一般歳出の51.0%

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・ 医療 — 米国や欧州諸国を下回る規模
 - ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



(注) OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2007年。
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率は OECD: "OECD in figures 2009")

現在の社会保障制度について

- 現在の社会保障制度は、高度経済成長期であった1960～1970年代にその骨格が完成しているため、以下のような点を前提としておおむね構築されている。

【制度設計とその前提について】

① 正規雇用・終身雇用・完全雇用

- サラリーマンは職域保険（健康保険、厚生年金）に、その他の者は地域保険（国民健康保険、国民年金）に加入することで、皆保険・皆年金を達成

② 右肩上がりの経済成長

- 給付の増大については、給与の上昇による保険料収入の増や税収増により賄うことができる

③ 企業の福利厚生の充実、核家族モデル（特に専業主婦）、地域社会のつながり

- 現役世代については、社会保障制度による対応は補完的
- 高齢者に対する給付が相対的に手厚くなっている

社会保障制度を取り巻く状況の変化について

- 現在の社会保障制度を取り巻く状況は1960～70年代当時から大きく変化している。
 - ① 雇用基盤の変化(就労形態の多様化)
 - ② 家族形態の変化(単身高齢世帯の増加、離婚の増加に伴うひとり親世帯の増加)
 - ③ 地域基盤の変化(都市化と過疎化の同時進行、地域コミュニティの弱体化、人口減少社会到来)
 - ④ 生活・リスク形態の変化(社会的ストレスの増大、自殺、うつ等の増加)



+

少子高齢化の進展と経済成長の鈍化により、
社会保障給付費の対GDP比が増加

社会情勢の変化に対応し、これまで、年金、医療、福祉など制度ごとに対応を実施してきたが、

- 世代間の給付・負担のアンバランス、ニーズの変化に対応したサービスの充実・強化、縦割り型制度、不十分な貧困・困窮者対策、負担の次世代への先送りといった問題は未解決
- 問題解決には、財源問題も含めた社会保障制度の一体的・抜本的な改革が必要



改革の全体像を議論するためのポイント

- 経済を支え、経済成長に貢献する社会保障(一人一人の能力を引き出す社会保障＝ポジティブ・ウェルフェア)の構築
- 新たな課題やニーズの変化、各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化
他方、必要な効率化を併せて実施
- 安定的な財源の確保

※これらを一体的、総合的に議論する必要

社会保障改革に係る検討体制

政府・与党社会保障改革検討本部

本部長：菅内閣総理大臣

本部長代理：枝野内閣官房長官

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣

(政府側構成員)

片山総務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣、
与謝野内閣府特命担当大臣(経済財政政策、少子化対策)、玄葉国家戦略担当大臣、
藤井内閣官房副長官、福山内閣官房副長官、細野内閣総理大臣補佐官、峰崎内閣官房参与

(与党側構成員)

仙谷民主党代表代行、岡田民主党幹事長、玄葉民主政策調査会長、
小沢民主党社会保障と税の抜本改革調査会会長代理、
平田民主党参議院幹事長、藤村民主党幹事長代理、長妻民主党筆頭副幹事長、
城島民主政策調査会長代理、一川民主政策調査会長代理、
下地国民新党幹事長、亀井国民新党政務調査会長、田中新党日本代表

社会保障改革に関する有識者検討会

宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授(座長)
駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授(副座長)
井伊雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授
土居丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
大沢真理 東京大学社会科学研究所教授

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
藤井官房副長官、平野内閣府副大臣、末松内閣府副大臣
鈴木総務副大臣、小川法務副大臣、五十嵐財務副大臣、
大塚厚生労働副大臣、池田経済産業副大臣、
和田内閣府大臣政務官、細野内閣総理大臣補佐官、
峰崎内閣官房参与
(オブザーバー)
古本民主党税制改正PT事務局長
大串民主党社会保障と税の抜本改革調査会事務局長
亀井国民新党政務調査会長

社会保障改革に係る最近の検討経過

時 期	概 要
平成22年 10月28日	第1回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・今後の進め方
11月 9日 ～ 12月 8日	社会保障改革に関する有識者検討会 (第1回) ・社会保障の現状と課題 (第2回) ・社会保障改革に関するこれまでの主な議論 ・社会保障の財源と財政運営戦略 (第3回) ・社会保障を支える税制 ・相対的貧困と財政、雇用 (第4回) ・社会保障改革の具体的内容に関するこれまでの議論 (第5回) ・報告書とりまとめ
12月10日	第2回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」の報告 ・「社会保障改革に関する有識者検討会報告」の報告 ・本部決定
12月14日	閣議決定
平成23年 1月21日	第3回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・「社会保障改革に関する集中検討会議」の設置について
1月31日	第4回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針決定 ・「社会保障改革に関する集中検討会議」の人選について
2月5日	第1回 社会保障改革に関する集中検討会議 ・今後の進め方

社会保障改革の推進について（平成22年12月14日閣議決定）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

安心と活力への社会保障ビジョン

1 現行社会保障制度と改革の課題

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 日本社会の現状と社会保障改革の課題

日本の社会保障の発展

- ・日本の社会保障は、男性世帯主の安定的雇用(「雇用を軸にした安心社会」)を前提に、これを補完する役割を担ってきた
- ・支出面で増大してきたのは年金
- ・子育て・介護は女性に依存

社会の変化と 社会保障の機能不全

変化

- ・グローバル化、非正規雇用の増大
- ・家族、地域の変容

機能不全

- ・現役世代の生活リスクに社会保障が対応できない
- ・高齢世代も社会保障が幸福感に結びつかず

ビジョンから行動へ

これまでより国民の人生の可能性を高める、新しい社会保障と日本社会のあり方を展望

新しい社会保障の設計にあたり、超党派的議論の蓄積をふまえて、負担のあり方も含めた改革のビジョンを示す

- ・ビジョンは多くの国民の納得と合意で力に
- ・多くの国民の参加を得ながら、ビジョンを実行へ

(2) 社会保障改革の可能性 いかなる日本を目指すのか

参加と包摂の日本

貧困と社会的排除をなくし、皆が各々の出番をもつ

つながりと居場所のある日本

家族や地域を甦らせる

活力ある中間所得層の再生

中間層の疲弊に対処

アジアのなかの安心先進国

共通の問題を解決する道筋を示す

責任を分かち合う日本

次世代に負担を押し付けることなく、各自の責任を果たし、支え合っていく覚悟と合意(社会契約)

(3) これまでの社会保障改革論議の総括

社会保障国民会議(H20)、安心社会実現会議(H21)等の議論の蓄積を尊重しつつ、新たな視点からの検証も加えて、議論を発展

(4) 改革の方法と選択肢

雇用、教育と連携するシステム改革

雇用、教育、社会保障の3つの政策分野が一体となって支える

国民と共にすすめる改革

客観的で分かりやすく整理された情報を提供し、国民の理解を得ながら進める改革

社会保障諮問会議(仮称)

社会保障を政争の具とせず、与野党議員等で構成される常設の会議体を速やかに設置

安心と活力への社会保障ビジョン

2 社会保障改革の3つの理念と5つの原則

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 3つの理念

参加保障

- ・国民の社会参加を保障し、社会的な包摂を強めることを目指す

普遍主義

- ・すべての国民を対象
- ・国、自治体、NPO等の多様な主体が協力

安心に基づく活力

- ・社会保障と経済成長の好循環を目指す
雇用と消費の拡大
国民の能力開発
相互信頼の増大 など

(2) 5つの原則

① **切れ目なく全世代を対象とした社会保障** … 主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世代対応型の保障への転換

② **未来への投資としての社会保障** … 子ども・子育て支援等を中心に、未来への投資としての性格を強める

③ **地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多元的な供給体制（現物給付）**

… 社会的包摂のため、支援型サービス給付の役割を重視。自治体がNPO等とも連携しつつ、住民の声に耳を傾けてサービスを提供

④ **縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援**

… 縦割りの制度を越えて、ワンストップサービス、パーソナルサポートを提供

⑤ **次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障**

… 現在の世代が享受する給付費の多くを後代負担につけ回している現状を直視し、給付に必要な費用を安定的に確保

(3) 理念と原則を踏まえた改革の各論

(例示)

① 所得保障・年金 … 改革についての超党派的議論、基礎年金国庫負担、働き方等への中立性、最低保障機能

② サービス保障 医療・介護 … 機能分化の徹底と集約化、医療・介護・福祉の連携、プライマリ・ケア

③ 子ども・子育て支援 … 「子ども・子育て新システム」の検討

④ 格差・貧困対策 … 社会保障の再分配機能強化と、雇用・教育・地域・税制等の諸政策の連携

安心と活力への社会保障ビジョン

3 社会保障改革の枠組み

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 社会保障負担のあり方

① 「負担」とは何か

公的な給付と負担が少なければ私的な給付と負担が増大。公的負担と私的負担のバランスについて国民的合意を急ぐ必要

② 負担と給付をめぐる歪みの是正を

現役世代で見返り感が乏しいまま負担感が増し、制度不信が高まっている。新しい状況に沿って、負担と給付の関係を調整する必要

③ 将来世代への先送りを見直す

高齢者3経費(年金・医療・介護)については、消費税収との差額が公債依存を通して将来世代に先送りされていることを自覚する必要

④ 社会保険の揺らぎを税負担で補完を

財源の約3分の2を占める社会保険料負担について、非正規化等の状況を踏まえ、逆進性などのあり方を点検し、必要な税財源を確保

⑤ 社会保険制度を中核に

社会保険は、負担と給付の関係や加入者相互の連帯が見えやすい制度。加入基盤の拡大や女性の就労インセンティブを弱める要素の見直しが必要

(2) 信頼醸成への道

- 1 社会保障制度そのものが多くの国民のリスクとニーズにかみ合うこと
- 2 社会保障と税にかかわる番号制度、消費税の用途の限定 → 負担が公平に分担され、無駄なく活用されること
- 3 自治体への権限付与等による、分権型の社会保障への転換を進めること

(3) 社会保障強化と財政健全化の同時達成

○ 社会保障強化だけを追求すれば、いずれ機能停止
○ 財政健全化のみを目的に社会保障の質を犠牲にすれば、社会の活力を引き出せない

⇒ 社会保障強化と財政健全化の同時達成が必要

⇒ 明日へと続く社会のため、次世代につけを先送りしない社会保障

安心と活力への社会保障ビジョン

4 社会保障改革を支える税制のあり方

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 税の再分配機能と所得・資産課税の重要性

- ・必要な税財源を確保して社会保険の揺らぎを補完し、社会保障制度の維持と機能強化を図ることが必要
- ・個人所得課税や資産課税において、所得再分配機能を強化

(2) 人口構造・雇用・経済環境の変容のなかでの消費税の基幹性

- ・特定の世代に負担が偏らず、広く薄く全世代が負担
- ・景気変動によって税収が左右されにくい安定財源
- ・できる限り経済に対して中立的な負担
- ・逆進性については、消費税収を再分配効果の高い社会保障給付に充てること等によって解消

(3) 消費税の使途明確化の必要性

- ・官の肥大化には使わないなど、H21年度税制改正法附則104条や「中期プログラム」の考え方を発展させ、消費税を社会保障目的税とすることも含め、区分経理を徹底するなど、消費税の使途を明確化すべき

(4) 社会保障改革とそれを支える税制改革の一体的実施

- ・高齢者3経費と消費税収の差額(9.8兆円)や、社会保障の国庫負担のうち後代につけ回されている部分(10兆円超)は今後さらに増大。全世代型の社会保障への刷新をすすめる費用等も必要(社会保障の機能強化のための追加費用として2015年度7.6~8.3兆円、2025年度19~20兆円の公費財源が必要)
- ・将来的には、社会保障にかかる公費全体について、消費税を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障をより一層安定
- ・政府はできるだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成すべき

(5) 基礎年金国庫負担1/2確保のための安定的財源の確保

- ・厳しい国家財政の下で臨時財源による対応には限界。速やかに税制抜本改革の中で必要な安定財源を確保すべき

(6) 地方の税源確保

- ・社会保障改革を支える税制改革のためには、地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標
- ・税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要であるとともに、自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討すべき

安心と活力への社会保障ビジョン

5 持続可能な希望のもてる日本へ

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

機能強化に向けた当面の優先課題

子ども・子育て支援

「子ども・子育て新システム」の実現への着手

雇用

新規学卒者と若年層のための就労支援体制の強化

社会保障諮問会議 (仮称)

与野党の国会議員や有識者で構成する「社会保障諮問会議」(仮称)の設置を急ぎ、合意を形成

中規模の高機能な社会保障体制へ

- 社会保障の機能強化と財政健全化の同時達成・同時追求こそ、すすむべき道
- 目標とする負担と給付の水準は、国際比較の観点からすれば、「高福祉高負担」ではなく「中福祉中負担」
- 社会保障給付を徹底して切り下げる「低福祉低負担」のシナリオは、責任ある選択肢とは言えない

社会保障改革の
当面の目標

中規模の高機能な社
会保障体制

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針概要 ①

— 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

理念

番号制度

- 複数の機関に存在する個人の情報が**同一人の情報であること**の**確認を行うための基盤**
- 国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための**必要不可欠な手段**

- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

番号制度に必要な3つの仕組み

付番
新たに国民一人ひとりに唯一無二の民-民-官で利用可能な見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

番号制度

情報連携
複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認
個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

付番

○「番号」に何をを使うか
個人：住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号
※「番号」の名称は国民の公募により決定
法人：商業・法人登記の申請に係る**会社法人等番号を活用した番号**

○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか
付番機関については「歳入庁の創設」の検討を進める
個人：住民票コードの付番履歴を有する**日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民**
※当分の間、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は**総務省**
法人：商業・法人登記の申請に係る**会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義務を有する人格なき社団等**
※当分の間、付番を担う機関の所管は**国税庁**

○「番号」を利用できる分野
年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
※各分野で利用されている既存の番号が当分の間並存

国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする

○インターネット上にマイ・ポータル(仮称)を設置

・自己情報へのアクセス記録の確認
・行政機関等からの情報提供によるサービス享受

個人情報保護の方策

○具体的方策について、今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討を進める

- ①自己情報へのアクセス記録の確認を法的に担保する規定の在り方、
- ②第三者機関の在り方、
- ③「番号」の目的外利用・提供の制限を明示、
- ④関係法令の罰則の強化、
- ⑤プライバシーに対する影響評価の実施とその結果の公表を行う仕組み

○特定分野(例えば金融、医療等)については、法律上措置すべき個人情報保護方策の有無等につき、個人情報保護WGにおける検討を踏まえ、当該制度を所管する主務官庁において今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討

情報連携

○情報管理
各府省等のデータベースによる**分散管理方式**

○情報連携の範囲
・「番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討
・利活用のための情報連携
年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
※将来的に幅広い分野での活用等も配慮したシステム設計を行う
・情報連携基盤
情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理

今後の進め方

○番号制度創設推進本部の設置(国民の理解を得ながら導入を推進)
・全国47都道府県でシンポジウムを開催(平成23年度(2011年度)～24年度(2012年度))

○地方公共団体等との連携
・地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討

○法制の整備
・内閣官房で「番号法(仮称)」を整備、関係府省で関係法律の改正等を実施

○ワーキング・グループの設置
・「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」の設置

○番号制度の導入に係る費用と便益
・より精緻な費用の試算、番号制度導入の便益をわかりやすく国民に明示

本人確認

既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う
※民-官、民-民で求められる適切な認証の在り方については今後検討

※情報連携基盤の不具合等発生時の対応を想定した制度設計等に留意が必要

今後のスケジュール

平成23年(2011年)1月	基本方針
3月～4月	「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
6月	「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
秋以降	可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出
出	
※番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが以下を目途とする	
平成26年(2014年)1月	第三者機関設置
6月	全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)
平成27年(2015年)1月	税務分野等のうち可能な範囲で利用開始
以降	段階的に利用範囲を拡大

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針概要 ②

— 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

「番号」で何ができるのか

地方公共団体から提案されている意見も尊重しつつ、引き続き利用場面の拡大を目指して検討を進める

○社会保障分野でできること

- ・ **高額医療・高額介護合算制度の改善**
自己負担の上限に達した場合、立て替え払いをすることなく、以後の医療・介護サービスを受給可能
- ・ **保険証機能の一元化**
券面に番号を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証を提示したものとみなす
- ・ **自己診療情報の活用**
医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展
- ・ **給付可能サービスの行政からの通知**
障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される

等

○年金分野でできること

- ・ **年金制度の的確な運用**
基礎年金番号の二重付番や年金手帳の二重交付の防止
- ・ **確定申告手続の簡略化**
確定申告の際に必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる
- ・ **所得比例年金制度の創設**
税務の所得情報を活用した所得比例年金制度を創設するための基盤ができる

等

○医療分野でできること

- ・ **確定申告手続の簡略化**
確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付ないし保存が不要になる

等

○税務分野でできること

- ・ **所得の過少申告等の防止**
効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる
- ・ **確定申告の際の自己情報の確認**
e-Taxで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報等をマイ・ポータル（仮称）で確認することができる
- ・ **事業者負担の軽減**
国と地方にそれぞれ記載事項が共通するものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、電子的な提出先を一か所とする

等

○申請・申告等の負担が軽減できるもの（他の行政機関に出向く必要がなくなるもの）

- ・ 行政機関へ申請・申告等する場合に必要な行政機関が発行する**添付書類の省略**
 - 給付等の申請
（児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当、労災保険の年金給付）
 - 自己負担割合・自己上限負担額の決定
（高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担限度額、高齢者に係る医療保険の自己負担割合、養護老人ホームに係る入所者負担・扶養者負担、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス・補装具等の自己負担、保育所・児童入所施設等の徴収金）
 - 国税・地方税の申告等
（住宅ローン控除、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例、居住用資産を買換えた場合の課税の特例、相続時精算課税の選択に係る届出、事業用資産を買換えた場合の課税の特例）

等

厚生労働省社会保障検討本部

本 部

事務局

政務三役会議

大臣
(本部長)

大塚副大臣
(医療・介護、年金、番号担当)

小宮山副大臣
(子ども・子育て支援、就労促進担当)

岡本政務官
(医療・介護、貧困・格差担当)

小林政務官
(就労促進担当)

事務次官
(副本部長)

厚生労働審議官
(副本部長)

統括官(社会保障)
(事務局長)

医政局長
健康局長
医薬局長
基準局長
安定局長
能開局長
雇児局長
社援局長
老健局長
保険局長
年金局長
統括官(労働)

医療・介護チーム
└ 医療イノベーション
サブチーム

年金チーム

就労促進チーム

貧困・格差チーム

└ 低所得者対策
(自己負担等軽減)
総合検討サブ
チーム

子ども・子育て
支援チーム

番号チーム

検討事項（医療・介護チーム、医療イノベーションサブチーム）

- 診療報酬・介護報酬同時改定の基本となる方針を策定する。
- 上記の基本となる方針の策定に当たって、それと統合的な医療及び介護の提供体制の見直し等の改革案を作成する。その際、以下の課題について、改革の内容、手法等を具体化する。

<政策課題>

- ・ 医療・介護施設の機能分化の推進及び地域における連携体制の構築
 - …病院・病床機能、介護施設機能、医療・介護計画、療養病床の再編の検討を含む。
 - ・ 急性期医療の強化、重点化及び急性期から慢性期への円滑な移行
 - ・ 在宅医療・介護の充実、プライマリケアの明確化
 - …地域包括ケアの具体像の提示を含む。
 - ・ 在宅を支える高齢者向け住宅保障
 - ・ マンパワーの充実確保 等
- 予防医療、介護予防の具体化
 - ・ 介護予防に関するエビデンスやノウハウの集積、普及 等
 - 医療・介護の効率化方策の具体化
 - ・ IT化の推進 等
 - 上記改革を踏まえた、医療・介護の費用推計
 - ・ 社会保障国民会議試算を推計の基礎とし、改革内容に応じた修正を適切に行う。
 - ・ 必要な給付費から算定されるニーズと実態のギャップに基づき、必要な基盤整備などの投資的経費の試算を行う。

<サブチームでの検討事項>

- 新成長戦略に基づく医療イノベーションの具体化
 - ・ 日本発の医薬品・医療機器、医療技術の研究開発推進
 - ・ 内閣官房における検討と連携して取り組む。

※ 上記検討に当たっては、医療・介護分野における雇用拡大等、経済成長とのよい循環を生んでいく観点を踏まえた内容とすること。

検討事項（年金チーム）

- 平成25年に新たな年金制度創設のための法案を提出することに向けて、「7つの基本原則」に沿った超党派による議論を行うための論点の整理
- 新制度に直ちに全面的に切り替わるわけではなく、現在の受給者を中心に現行制度も当面継続することを踏まえた、現行制度の課題についての検討
 - ・ 安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担2分の1の実現
 - ・ 働き方、ライフコースの選択に中立な制度設計を目指した調整
 - ・ 最低保障機能の強化などによる高齢者の防貧・救貧機能の強化 等
- 年金記録問題の解決
- 上記改革を踏まえた、年金の費用推計
 - ・ 上記の作業に応じた必要な推計を行う。その際、社会保障国民会議試算を推計の参考とする。

検討事項（就労促進チーム）

- 若年者雇用対策の強化
 - ・ 新卒者支援の強化等
 - ・ フリーター・ニート対策

- 女性の就労促進(女性M字カーブ解消等)
 - ・ ポジティブ・アクションの推進
 - ・ 仕事と家庭の両立支援
 - ・ 多様な働き方の推進

- 高齢者就労促進
 - ・ 65歳までの雇用確保
 - ・ いくつになっても働ける高齢者雇用の促進

- 雇用の質の向上に向けた対策の推進
 - ・ 有期労働契約の在り方の検討
 - ・ パートタイム労働の在り方の検討
 - ・ 派遣労働者の雇用の安定の推進
 - ・ 同一価値労働・同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
 - ・ 雇用形態に中立的な社会保障制度
 - ・ 成長を支える人材育成のための職業訓練の充実強化
 - ・ 最低賃金の引上げに向けた取組

等

検討事項（貧困・格差チーム、低所得者対策（自己負担等軽減）総合検討サブチーム）

- トランポリン型社会の形成に向けたセーフティネット機能の強化
- 総合的な第2のセーフティネット対策の具体化
 - ・ 住宅扶助の見直しも含めた低所得者向け住まい対策
 - ・ 住宅手当制度の見直し
 - ・ パーソナルサポートサービス 等
- 地域コミュニティの再生に向けた取組
 - ・ 社会福祉法人等による地域での見守り活動
 - ・ 民生委員の活動等相談支援体制の確立
- 総合福祉資金貸付の相談体制の強化
- 権利擁護事業の推進
- 生活保護のあり方の見直し
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差を把握するための指標の検討
 - ・ EUを参考にした指標の検討
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差改善の姿を達成するための政策パッケージを提示し、政策に必要な費用とそれに伴う政策効果（社会コストの削減、雇用創出等）の推計

<サブチームでの検討事項>

- 総合的な低所得者向け医療・福祉サービス等の自己負担軽減策の検討
- 低所得者、失業者等の保険料負担の在り方等の検討

検討事項（子ども・子育て支援チーム）

- 子ども・子育て新システムの実現
- 新システム実現も踏まえた、子ども・子育て施策の費用（平成21年度税制改正法改正附則第104条にいう少子化対策に要する費用）の推計、雇用拡大効果等成長への政策効果の推計

社会保障改革に関する集中検討会議

1. 趣旨

社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくため、内閣総理大臣を議長とし、少数の関係閣僚及び与党幹部と民間有識者からなる会議を政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置する。

2. 役割

- 社会保障・税一体改革に関する重要提案のヒアリング、論点の明確化
- 政府における一体改革検討に関する助言
- 国民的な議論を進めるための環境作り

3. 構成

【幹事委員】

(1) 政府

内閣総理大臣（議長）
社会保障・税一体改革担当大臣（議長補佐）
内閣官房長官、内閣官房副長官
総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣

(2) 与党

仙谷由人 民主党社会保障と税の抜本改革調査会長
亀井亜紀子 国民新党政務調査会長

(3) 各界有識者

【経済界】

成田豊 電通名誉相談役（安心社会実現会議座長）
渡辺捷昭 トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長

【労働界】

古賀伸明 日本労働組合総連合会会長

【学界】

清家篤 慶應義塾長
宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
吉川洋 東京大学大学院経済学研究科教授
（社会保障国民会議座長）

【有識者】

堀田力 さわやか福祉財団理事長
峰崎直樹 内閣官房参与
宮島香澄 日本テレビ解説委員
柳澤伯夫 城西国際大学学長

【委員】

赤石 千衣子 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事
安藤 哲也 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事
岡村 正 日本商工会議所会頭
小川 泰子 社会福祉法人いきいき福祉会専務理事
亀田 信介 医療法人鉄蕉会亀田総合病院院長
駒崎 弘樹 特定非営利活動法人フローレンス代表理事
笹森 清 内閣特別顧問
生水 裕美 野洲市市民部市民生活相談室主査
鈴木 晶子 特定非営利活動法人ユースポート横濱理事

丹生 裕子 県立柏原病院の小児科を守る会代表
中橋 恵美子 特定非営利活動法人わははネット理事長
濱田 邦美 徳島県那賀町日野谷診療所長
藤本 晴枝 特定非営利活動法人地域医療を育てる会理事長
細野 真宏 株式会社アーク・プロモーション代表取締役社長
前田 正子 甲南大学教授
宮本 みち子 放送大学教授
矢崎 義雄 独立行政法人国立病院機構理事長
湯浅 誠 内閣府参与 反貧困ネットワーク事務局長